

第 8 回

熊本県議会

# 決算特別委員会会議記録

令和3年11月12日

(令和2年度決算)

(審査結果の取りまとめ)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 8 回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和3年11月12日（金曜日）

午前9時58分開議

午前10時9分閉会

本日の会議に付した事件

審査結果の取りまとめ

- ・決算特別委員長報告の章立てについて
- ・「第3 歳入確保と予算執行」について
- ・「第4 施策推進上改善または検討を要する事項等」について

出席委員(10人)

委員長 瀧上陽一  
 副委員長 増永慎一郎  
 委員 鎌田 聡  
 委員 前田 憲秀  
 委員 松村 秀逸  
 委員 山本 伸裕  
 委員 高島 和男  
 委員 大平 雄一  
 委員 島田 稔  
 委員 西村 尚武

欠席委員(2人)

委員 井手 順雄  
 委員 池田 和貴

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

出納局職員出席者

首席審議員兼会計課長 永江昌二  
 政策調整審議員  
 兼会計課課長補佐 甲斐奈美枝

事務局職員出席者

議事課主幹 宗像克彦  
 議事課主幹 山本さおり

午前9時58分開議

○瀧上陽一委員長 おはようございます。

開会に先立ちまして、御報告いたします。

本日、井手委員、池田委員は御欠席でございます。

それでは、ただいまから第8回決算特別委員会を開会いたします。

これまで、第2回委員会から合計6回にわたって部局ごとの審査を行ってまいりましたが、本日は、決算の認否等及び委員長報告に向け、審査結果の取りまとめを行いますので、よろしく申し上げます。

まず、委員長報告の章立てについてお諮りします。

お手元にお配りしております資料の中の(案の1)のとおり、昨年と同様、5章立てで作成したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○瀧上陽一委員長 次に、5章のうち、第3、歳入確保と予算執行及び第4、施策推進上改善または検討を要する事項等についてお諮りします。

内容は、それぞれ(案の2)、(案の3)のとおりです。

これは、これまでの部局ごとの審査において、各委員からいただきました多数の意見や要望につきまして、できるだけ委員会の総意となるよう留意しながら、重点を絞って取りまとめたものであります。

なお、ここで取り上げなかった項目につきましては、委員会会議記録に記載されますほか、当然、執行部において改善、検討が行われるものと考えております。

まず、(案の2)、第3、歳入確保と予算執行であります。これが総論に当たる部分であり、各部局に共通する重要な点について取りまとめ、本委員会の基本的な考えを示したところであります。

次に、(案の3)、第4、施策推進上改善または検討を要する事項等については、各論に当たる部分であり、各部局に関する事項について取りまとめたものであります。

それでは、まず、それぞれの案を担当書記に朗読させます。

○宗像議事課主幹 それでは、朗読します。

(案の2)

### 第3 歳入確保と予算執行

次に、歳入確保と予算執行について申し上げます。

まず、歳入確保のうち、収入未済の解消については、一般会計で前年度比約1億4,000万円の増、特別会計で約1,000万円の減であり、一般会計で約28億円、特別会計全体で約31億円が収入未済となっております。コロナ禍による影響が懸念されますが、引き続き、貴重な自主財源の確保と県民負担の公平・公正の維持の観点から、費用対効果も踏まえ、効率的な徴収の促進に取り組むよう指摘したところであります。

次に、予算の執行については、厳しい財政状況の中、おおむね所期の目的を達成したものと認められます。

しかしながら、各部局において事務的経費の節減以外にも不用額を出している事業が見受けられますので、新型コロナウイルス感染症の拡大や令和2年7月豪雨災害の影響でやむを得ない部分ではありますが、限られた財源をより効果的に活用するためにも、次年度の予算編成及び執行に当たっては、現場の状況を的確に把握するとともに、さらに工夫を重ねるよう指摘、要望したところであります。

以上、令和2年度決算の全般的な事項について申し上げましたが、本県財政は、新型コロナウイルス感染症への対応、熊本地震、令和2年7月豪雨からの復旧、復興に全力で取り組んでいる中で、通常県債残高

が13年ぶりに増加となったものの、財政健全化の取組により経常収支比率、実質公債費比率が減少するなど、改善が見られます。

一方で、本県は、熊本地震、新型コロナウイルス感染症、令和2年7月豪雨災害という三重苦の逆境の中にあつて、県民の生活や地域経済に深刻な影響が及んでおり、今後の景気動向や地方財政を巡る状況の変化等によっては、厳しい財政運営を強いられるおそれがあります。

そのため、引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大防止と、地域経済や県民生活の回復のベストバランスに取り組むとともに、令和3年3月に策定された「新しいくまもと創造に向けた基本方針」の下、創造的復興、地方創生を実現するために、より一層の財政健全化に向けた取組を求めます。

さらに、歳入面では、税収の確保、未収金の早期解消等に、歳出面では一層の事務事業の見直しと効率的、計画的な執行に取り組む、併せて国に対して財政支援を継続的に働きかけるなど、財源確保に努めるよう求めるものであります。

(案の3)

### 第4 施策推進上改善または検討を要する事項等

審査の過程において各委員から出されました、施策推進上改善または検討を要する事項等について申し上げます。

(共通)

1 未収金対策について、コロナ禍の影響による未収金の増加とそれに伴う回収の労力の増加が懸念されるが、公平性の観点から、引き続き、適正な債権管理と徴収対策に努めること。(健康福祉部、商工労働部、農林水産部、土木部、教育委員会)

(企画振興部)

2 地域づくりチャレンジ推進事業は、各自治体や地域づくり団体にとっては使い勝手がよく、喜ばれている補助金であるが、地域振興局間で申請状況に偏在があるので、各地域振興局がより一層制度の周知に努めること。

（健康福祉部）

3 公衆衛生総務費について、ウイズコロナや新たな感染症に備え、医療体制の充実が図られるよう、必要な予算の確保に努めること。

（環境生活部）

4 県立自然公園については、維持管理に係る事業が進んでいない箇所が多数あるので、適切に公園を管理できるよう、地元の市町村や地域振興局と連携するとともに、関係部局においても全庁的に連携強化を図ること。

（商工労働部）

5 なりわい再建支援事業について、繰越額が大きく、進捗率がかなり低いが、申請手続きが煩雑なため申請を諦めるという話も聞くので、希望者が申請を断念することがないように、事業者に寄り添った支援に努めること。

（土木部）

6 県営住宅について、約8割は熊本市内にあり、今後、県と熊本市の両方で、県営住宅の在り方について移譲を含め検討すること。

（教育委員会）

7 スクールソーシャルワーカーについて、一人で複数の事案を担当し、一つ一つの問題解決にかなりの労力が必要なので、一人の業務が過重な負担とならないよう、人員の確保に向けた検討を行うこと。

8 ICTの活用について、コロナ禍で会議がオンラインで開催されるようになったことや県全体でDX、いわゆるデジタ

ルトランスフォーメーションの推進が打ち出されていることを踏まえ、今後も、教職員の研修や事務運営において、デジタルの特性を生かした業務の効率化ができないか、総合的に検討すること。

（病院局）

9 児童・思春期医療について、こころの医療センターにはこころの思春期外来や専用病床が開設されているものの、専門医が確保されていないので、精神科医療のセーフティーネットとして、専門医の確保に努めること。

（警察本部）

10 サイバー犯罪対策について、DXが進展する中でその強化が重要になるので、必要な予算を確保し、サイバー犯罪に関わる捜査員の育成や機材の設備の充実を図ること。

11 警察職員の定員について、警察官1人当たりの負担人口が他県を大きく上回る状況が続いており、適切に警察機能が果たせるのか懸念されるので、引き続き、定員増に向けた取組に努めるとともに、必要な予算を確保して、装備の増強、システムの高度化などに取り組み、人員不足に対応すること。

以上です。

○瀧上陽一委員長 ただいまの案について、御意見があればお願いしたいと思います。

何か御意見ありませんか。

○山本伸裕委員 取りまとめに当たっては、委員長、副委員長をはじめ、御尽力いただいたことに感謝申し上げます。

1点、歳入確保の件で、案の2にも案の3にも書いてありますけれども、最初のページのところで、コロナ禍による影響が懸念されるけれども、公平の観点から引き続き適正な債権管理、徴収対策に努めるというようなこ

とで、要するに、コロナの下で大変な面はあるけれども、これまでどおり引き続きという趣旨ではないかと思うんですね。

ただ、ちょっと、私も、委員会のときには、差押え禁止債権のことについての発言をしましたがですけれども、その後ちょっと調べてみたら、事務連絡で総務省が、各都道府県税務担当課と市町村の担当課に対して、コロナ感染症の発生に伴い、納税が困難な者への対応についてというようなことで、徴収猶予の適用を検討すると、要するに、コロナの発生に起因した滞納相談があった場合には、徴収猶予の適用を検討すると。それに先立つ3月に出されている文書では、徴収の猶予とか換価の猶予、滞納処分の停止、延滞金の免除、差押えの解除、こうしたことについての事務連絡が出されているんですね。

だから、やっぱりそのコロナの影響に鑑みて配慮するよという文書が総務省から出ていますので、ちょっとその引き続きということは、やっぱり総務省の意向を踏まえた文章としてはちょっとどうかなというふうに思っていますので、ここをちょっと検討いただけないかと。

○淵上陽一委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○淵上陽一委員長 それでは、本日の審査の過程を踏まえ、さらに検討の上、次回の委員会で委員長報告の案を提案することといたします。

次に、次回第9回の委員会は、11月30日火曜日、本会議終了後直ちに開会し、決算の認否等及び委員長報告(案)の審議を行いますので、よろしくお願ひします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時9分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長